

短期入所のご紹介

島津乃荘では、特別養護老人ホーム・訪問介護・短期入所生活介護のサービスをご提供しています。今回はDユニットにしかない「短期入所生活介護」をご紹介します。

短期入所生活介護（通称：ショートステイ）とは、島津乃荘のような特別養護老人ホームなどで常に介護が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴・排泄・食事等の日常生活上の支援や、機能訓練などをご提供するサービスです。



島津乃荘 短期入所生活介護では、自宅にこもりきりになりがちな利用者様の孤立感の解消や、心身機能の維持・回復だけでなく、ご家族様の介護の負担軽減などを目的として、1泊のご利用から受け入れを実施しております。利用者様に日常生活に近い環境をご提供するための個室・多床室を設けており、個室には仕切付きのトイレ、洗面台、そして広々とした空間で快適に過ごしていただけるようなお部屋をご用意しております。

これまでに、退所された方も含め約20名程が利用して下さいました。みなさま非常に個性豊かな方々ばかりで、職員一同、人生の大先輩達との触れ合いを楽しみながら従事させていただいております。

文：酒匂義光

今月の特集

夏祭り

8月24・25・26日の3日間「第2回島津乃荘夏祭り」が開催されました。今年は3日間に渡っての開催となり、利用者様・ご家族様をはじめ、地域住民の方々や職員の家族にも楽しんでいただける内容となりました。

「宮崎演歌倶楽部」による歌の披露や「西小学校吹奏学部」による演奏、下西様によるハーモニカ演奏を披露していただき、夏祭りにご協力していただきました。

また、利用者様のご家族様もご協力をいただき、上之園謙治様と石井秀弦様のお二人による津軽三味線・ドラムス・パーカッション演奏や、児玉美奈子様による踊りなどをご披露いただきました。島津乃荘職員も夏祭りを盛り上げるために「神輿」「やっさ節（踊り）」「カラオケ」といった活動に参加させていただきました。

皆さまのご協力もあり、素晴らしい夏祭りを開催することが出来ました。多くの方々にご協力頂きましたことに感謝いたします。ありがとうございました。

来年も今年以上に素晴らしい夏祭りを行えるよう職員一同努めてまいります。

文：平田康祐



敬老の日

島津乃荘敬老会

9月16日は島津乃荘敬老会が開催されました。島津乃荘スタッフは、利用者様とのコミュニケーションの中で利用者様の笑顔に元気を頂き、毎日の業務を行うことができいております。その日頃の感謝の気持ちを込めて敬老会を開かせて頂きました。

利用者様と一緒に歌を歌ったり、職員からの出し物で日本舞踊やカラオケ、三線・エイサー、ソーラン節を披露したり、ボランティアのハーモニカ演奏があつたりと盛り沢山の敬老会を実施できました。敬老会でも利用者様の多くの笑顔を見ることができました。ありがとうございました。これからも末永くお元気でいらしてください。



吉尾町公民館の敬老会

吉尾町公民館の方から島津乃荘へ出し物のご依頼があり、敬老会に参加させて頂きました。

島津乃荘機能訓練で考案した体操「にんにん体操」を実施したところ、参加者の皆さんと一緒に体操を行って頂き、最後に「よかったよ」というお言葉まで頂きました。

今後も地域との交流を大切にしていきますので、よろしく願い致します。

文：矢方詩織



9月9日 重陽の節句

中国では奇数は縁起の良い陽の数とされ、一番大きな陽の数である九が重なる9月9日を「重陽」として節句のひとつにしてきました。

旧暦の9月9日という現在では10月にあたり、「栗の節句」と呼ばれて栗ごはんなどを食べてお祝いしていたそうです。

島津乃荘栄養師でも栗のメニューをお出しする予定ですので、楽しみにしてください。

文：矢方詩織



身体拘束対策委員会

委員会からのお知らせ

～島津乃荘に組織されている委員会のご紹介～

ここでは、島津乃荘に組織されている委員会からのお知らせを掲載しています。

身体拘束対策委員会の目的はなんですか？

身体拘束に関する経過記録を基に、現状の把握と原因の分析・検証を行い、拘束廃止へ向けた取り組みを行う事で、利用者様の尊厳ある生活を守ることを目的としています。



どのような場合に身体拘束を行うのですか？

当施設では、原則として利用者様に身体拘束は行わないものとしています。

但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合に施設長・ユニットスタッフ・身体拘束対策委員会委員が判断し、身体拘束、その他利用者様の行動を制限する行為を行うことがあります。

「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件（すべて満たすことが必要）

- 切迫性・・・利用者様本人または他の利用者様の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- 非代替性・・・身体拘束意外に代替する介護法がないこと
- 一時性・・・身体拘束は一時的なものであること

身体拘束にあたる行為とはどんなことですか？

- ① 徘徊・転落・チューブ類の抜去・他人への迷惑行為を防ぐ為に手足を紐で縛ったり、ミトンをつける
- ② 立ち上がりやずり落ち防止の為にY字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ③ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着用する
- ④ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑤ 自分でベッドから降りられないようにベッド柵で囲んだり、自分の意思で居室から出られないように隔離する

※ただし、当施設では上記の行為以外にも利用者様の意志に反する、あるいは利用者様の意志が確認できないまま行われる行動制限のための行為はすべて身体拘束とみなします。

これまでの成果にはどんなものがありますか？



- 引っ掻き行為が絶えず、両手ミトンをされていた方に対しては皮膚科受診をして痒みの治療を行った結果、ミトンを外す事が出来ました。
- 経管栄養チューブを抜かないように両手ミトンをされていた方にはチューブをズボンの裾から出す事によってミトンをする必要がなくなりました。
- 常時両手ミトンをされていた方は見守りを行う事で日中はミトンをする必要がなくなりました。

文：大辻寿一・吉元勝広

特定医療法人 敬和会

- 戸嶋病院 (医療療養病床：40床)
内科・リハビリテーション科
- 介護保険サービス
訪問看護
訪問リハビリテーション
通所介護 (デイサービスセンター ところ)
居宅介護支援 (ケアプラン ほっと郡元)

社会福祉法人 敬和福祉会

- 島津乃荘
特別養護老人ホーム (131床)
短期入所生活介護 (24床)
訪問介護

